

成 監 第 248 号
令和6年3月26日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 上 田 信 博

定期監査の結果に関する報告について(提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により
監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出し
ます。

成 監 第 248 号
令和6年3月26日

成田市議会議長 神 崎 勝 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 上 田 信 博

定期監査の結果に関する報告について(提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により
監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出し
ます。

成 監 第 248 号
令和6年3月26日

成田市農業委員会
会長 諏 訪 恵 昨 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 上 田 信 博

定期監査の結果に関する報告について(提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により
監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出し
ます。

成 監 第 248 号
令和6年3月26日

成田市教育委員会
教育長 関 川 義 雄 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 上 田 信 博

定期監査の結果に関する報告について(提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により
監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出し
ます。

成 監 第 248 号
令和6年3月26日

成田市選挙管理委員会
委員長 小 山 英 子 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 上 田 信 博

定期監査の結果に関する報告について(提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により
監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出し
ます。

令和 5 年 度
定 期 監 査 報 告 書

成 田 市 監 査 委 員

令和5年度定期監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の基準

この監査は、成田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
(財務監査)

3 監査の対象部局

企画政策部、総務部、財政部、空港部、シティプロモーション部、
市民生活部、環境部、福祉部、健康こども部、経済部、土木部、都市部、
会計室、水道部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、
選挙管理委員会事務局、教育部、消防本部
(市立小・中・義務教育学校は別途実施)

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

5 監査の実施内容

令和5年8月末現在(土木部、都市部にあっては12月末現在)の財務に関する事務の執行について、提出された監査資料及び提示された関係書類等を調査し、関係職員から口頭及び書面により説明を受けた。なお、上田信博監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、企画政策部、総務部及び経済部の一部の課に係る監査については除斥した。

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 成田市監査委員事務局
- (2) 日 程 令和5年10月3日から令和6年1月24日まで

第2 監査の結果

各部局の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められた。本年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い景気は緩やかな回復傾向にあり、現状では財政の健全性や弾力性は維持されているが、新たなまちづくりなど多くの大規模事業に加え義務的経費の増加や物価高騰の影響により将来的な財政運営においては厳しさが増すものと思料する。今後も効率的・効果的な行財政運営を行い、財政の健全性維持に努められたい。なお、「令和5年度定期監査総括意見」に記載した事項及び別途各課等に対して述べた意見要望事項に留意し、引き続き適正な事務事業の執行に努めるとともに積極的な取り組みを検討されたい。

令和5年度定期監査総括意見

1. 随意契約の契約内容の検証について

これまで専門性が高いことを理由として設置業者と保守点検の委託を随意契約で行っていた案件について、他社との比較等から契約内容を再度精査したところ、契約の変更に至り、従前の契約金額から大幅な減額に繋がることとなった。当初適正であった契約内容についても技術の進歩等により、例えば点検頻度等のように見直しが必要なケースが存在する。また、緊急の業務への迅速かつ確実な対応を随意契約の理由としている案件についても、契約金額が高額である場合については、競争原理を働かせ適正価格の維持を図る必要性があると思料する。各課が随意契約により行っている業務については、今一度、契約内容の妥当性や入札方式によることの可能性を検証するなど、業務の品質を確保しながらも価額の低減に繋げるよう留意されたい。

2. インボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応について

令和5年10月1日より、買手が仕入税額控除を受けるためには、売手から発行されたインボイス(適格請求書)の保存が必要となるため、地方公共団体が事業者に対して売手となる場合も、地方公共団体が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である事業者は仕入税額控除を受けることができず、消費税の負担額が増加することとなる。これにより、市が発行事業者となった場合には、買手である事業者の求めに応じてインボイスを交付し、その写しを保存する義務が課されることになるが、義務を認識していない課が見受けられた。該当するケースは多くはないと思われるが、適正な様式の準備など遺漏のないよう対応されたい。

3. 公印の適正な管理について

他自治体で、職員が必要な決裁を受けずに公印を無断使用して書類を偽造したとの事件があり、今後処分及び刑事告発を検討するとの報道があった。各課においては、公印の適正な管理に努めているものと思料するが、管理すべき公印の数を把握していない、公印の配置場所の認識が課内で共有されていないなど一部の事務で改善すべき点が見受けられた。各課においては、管守者及び公印取扱責任者を中心として公印の使用が適切かの確認を徹底するとともに、保管状況についても情報共有を前提としたうえでチェック体制の構築に努められたい。

4. 予算執行上の手順の適正化について

各課において適正な予算執行に努めているものと思料するが、既に納入されている収入で調定が行われていないもの、既に着手している業務で支出負担行為が行われていないものが見受けられた。起票担当者・予算担当係長を中心として起票した帳票の内容及び時期等が適切かの確認を徹底するとともに、チェック体制の構築に努められたい。また、各課で異なる手順により予算執行事務が行われることのないよう、財務会計主管課が積極的に総合調整し、統一的な事務処理手順を改めて周知されたい。

令和5年度定期監査における意見・要望事項

企画政策部 企画政策課

○市制施行70周年記念事業について

令和6年3月31日で本市は市制施行70周年を迎える。実行委員会を組織したうえで意思決定し、市民とともに祝う記念事業などを実施するとのことである。また、千葉県では令和5年度、千葉県誕生150周年記念事業を開催したところである。両周年事業については時期的に近接する期間に開催されることから、シナジー効果を発揮できるよう事業の開催形態など協力体制等も含めた協議を検討されたい。

シティプロモーション部 観光プロモーション課

○成田ブランド推進戦略事業について

「成田市御案内人 市川團十郎白猿プロジェクト」及び各種関連業務委託については、本市のブランド力向上に多大な効果をもたらすものであるが、事業者の実施した具体的な業務内容等について事業報告書の提出がないことから、現状では事業者側の主体的な取り組みの状況や事業効果が市民目線で客観的に示されているとは言えない。これらの見える化をはかり、委託契約の在り方も含めて検討したうえで、市民の理解のもとでより効果的な事業を展開されたい。

シティプロモーション部 スポーツ振興課

○運動公園等管理事業について

重兵衛スポーツフィールド中台50メートルプールの可動床を活用し、夏季プール開場期間外において、平坦にした床の上に人工芝を敷設してフットサルやヨガ等を行う多目的広場としての利用を図るとのことで、施設の維持管理については人件費を含めると年間1千万円を超える経費を見込んでいるとのことである。市民サービスという側面があることは理解できるが、今後は、経費節減や利用率の向上策などについて検討されたい。

市民生活部 交通防犯課

○JR成田駅西口駐輪場等整備事業について

「基本・実施設計委託料」、「解体工事実施設計」、「地質調査委託料」について2千万円を超える予算が計上されていたが、未執行となっている。基本設計に向けた各種調整について時間を要していることから計画が繰り延べとなっていることだが、関係課とも十分に協議のうえで、可及的速やかに事業に着手されたい。

福祉部高齢者福祉課

○オンデマンド交通高齢者移送サービス事業について

当該事業はオンデマンド交通システムによる高齢者の外出機会を増やすための交通手段として有効に活用されていると思料する一方、年間7千万円を超える予算により平成23年12月から10年以上継続して行っている中で、未だ実証運行として完成形の途上にあり、これまでに今後の具体的な見直しの方向性について明示するよう言及してきたところである。利用者の固定化や交通事業者との調整等、多くの課題があることは理解できるが、地域公共交通計画に示された令和8年度に予定される見直し後の新しいシステムでの運行開始の実現に向けて、より一層注力されたい。

経済部 商工課

○企業立地促進事業について

新たな企業の進出及び既存企業の再投資などの環境整備を図るため、企業立地のための土地利用の基礎調査として企業アンケート調査等により企業ニーズや立地の可能性を把握し、企業の進出を促すための施策を検討するとのことだったが、このアンケートの回収率が低いものとなっていた。今後は事業開始当初より効果的な手段をとられたい。また、業務委託先についてはプロポーザルで選定されたとのことだが、業務目標達成のためにこれまでの実績等も考慮したうえでより慎重に選定されたい。

土木部 土木課

○契約締結にかかる現地調査について

工事請負契約において、契約金額の変更理由として木根等の運搬量及び処分量が想定外に増えたためというものが見受けられた。契約締結にかかる現地調査は適正になされているものと思料するが、当初想定との乖離があまりにも大きい場合に調査方法等に疑義が生じかねないことから、より慎重な調査を期されたい。

教育部 学校施設課

○成田市大栄みらい学園テニスコート整備工事について

当該工事は令和4年12月に着工し、令和5年4月に竣工しているが、関連工事と合わせて開発許可に伴う検査を受けないと使用できないため、一年間ほど使用できないとのことである。約4,700万円の高額な工事でもあることから、関連工事を早期に完成させ、速やかに使用できるよう、調整を図られたい。

教育部 生涯学習課

○明治大学・成田社会人大学運営事業について

市民に専門的な学習の場を提供し、国際化時代に対応できる人材を育成する目的の事業であるが、令和5年8月現在、国際社会課程が定員100人に対し受講者数40人、現代時事課程が定員100人に対し、受講者数24人と少ない状況である。事業開始時期から年数が経過し、状況も変化しているので、現状を踏まえた事業のあり方を再検討されたい。